

令和元年東日本台風被害からの復旧状況 (栃木土木事務所)

巴波川

巴波川の河川激甚災害対策特別緊急事業（バイパス河川トンネル〔地下捷水路整備〕2.4km）については、調査や設計、用地取得を進めています。事業概要は下記の栃木土木事務所HPをご覧ください。またバイパス河川トンネルの模型実験の動画も、Youtube「栃木県土ちゃんねる」でご覧いただけます。

栃木県土ちゃんねる『巴波川地下捷水路 水理模型実験』



永野川

河川災害復旧助成事業に採択された改良復旧区間約10.6kmについて、現在（11月末時点）、約6.8km区間の河道掘削・護岸工事を実施しております。残る区間も順次施工する予定です。また、改良復旧工事に伴い改築となる橋梁や取水堰等の構造物についても、早期の工事着手に向け、設計や協議を進めています。

工事期間中、地域の皆様には御不便をおかけしますが、早期復旧への御協力をお願いいたします。

（参考）永野川改良復旧工事等安全協議会



緑地公園前の施工状況（10月時点）



千部橋下流の施工状況（10月時点）



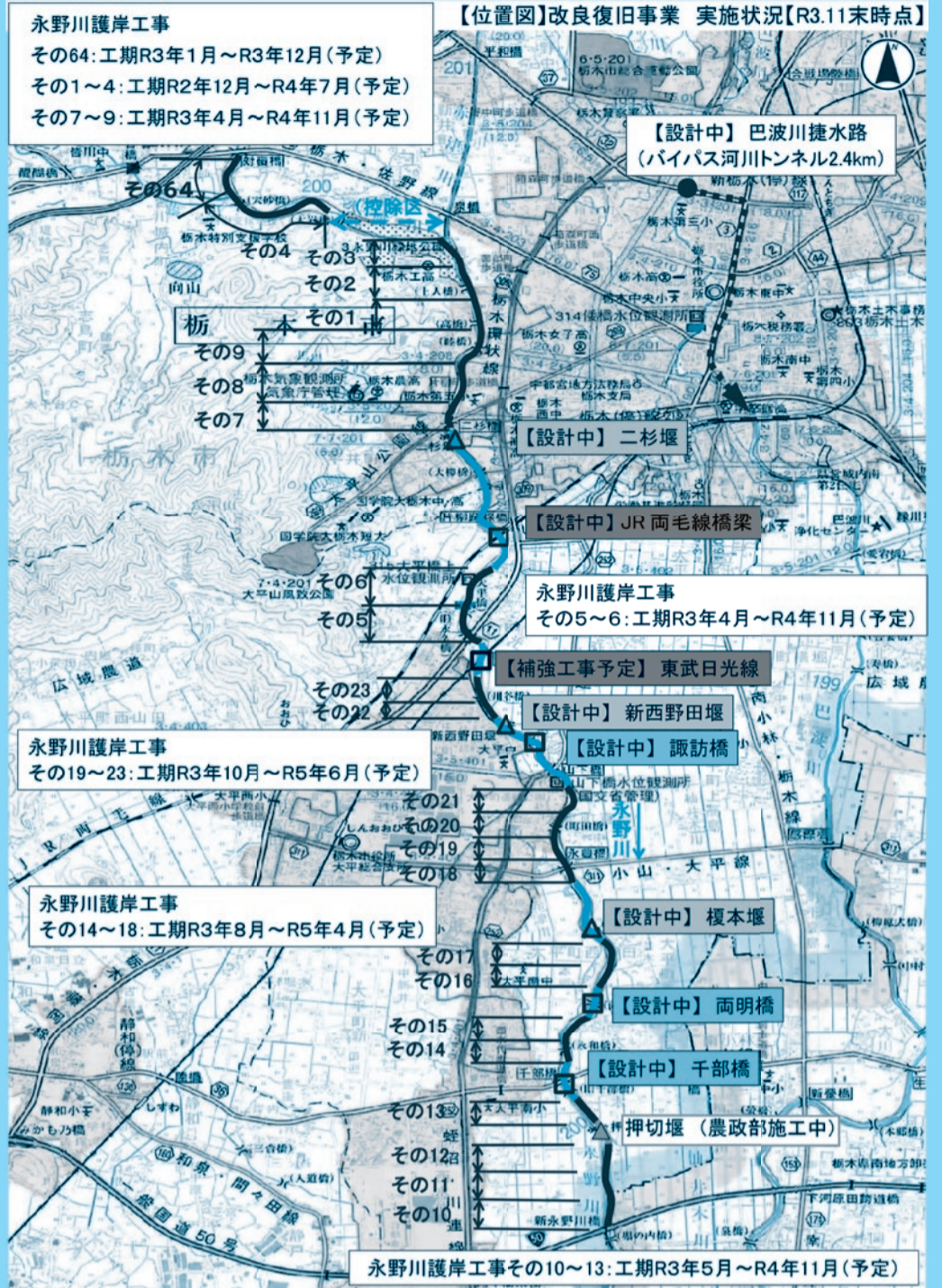
大平橋上流の施工状況（10月時点）



巴波川 浸水対策の問合せ先 栃木県栃木土木事務所 ☎(23) 3434 <https://www.pref.tochigi.lg.jp/h55/>



栃木市の治水事業の問合せ先 治水対策室 ☎(21) 2785



危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの運用が開始されました

栃木県では、河川監視体制の強化のため、各地の河川に「危機管理型水位計」と「簡易型河川監視カメラ」を設置し、インターネット等により情報提供しています。

危機管理型水位計とは？ 洪水時のみの水位観測（一定水位から観測開始）に特化した水位計です。

簡易型河川監視カメラとは？

5分毎の定点監視を行う監視カメラです。

市内の設置箇所

危機管理型水位計

No.	河川名	設置場所
1	思川	小倉橋
2	永野川	星野橋
3	永野川	二杉橋
4	永野川	永和橋
5	巴波川	原ノ橋
6	赤津川	本所橋
7	赤津川	伊吹橋
8	赤津川	永宮橋
9	出流川	出流橋
10	逆川	真上橋
11	逆川	逆川橋
12	藤川	新皆橋
13	三杉川	東川橋
14	柏倉川	種入橋
15	荒川	北橋
16	江川	下車橋
17	蓮花川	江戸尻橋

簡易型河川監視カメラ

No.	河川名	設置場所
1	思川	小倉橋
2	思川	保橋
3	永野川	星野橋
4	永野川	大砂橋
5	永野川	二杉橋
6	巴波川	原ノ橋
7	巴波川	倭橋
8	赤津川	本所橋
9	赤津川	伊吹橋
10	出流川	出流橋
11	逆川	逆川橋
12	藤川	新皆橋
13	三杉川	東川橋
14	柏倉川	種入橋
15	荒川	北橋
16	江川	下車橋
17	蓮花川	江戸尻橋

河川情報の閲覧方法

以下のウェブサイトよりご覧いただけます。

川の水位情報 <https://k.river.go.jp>

とちぎリアルタイム雨量河川水位観測情報 <https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp>



危機管理課 ☎(21) 2551

市ホームページ 有料バナー広告募集 (令和4年4月～令和5年3月)

市のトップページに掲載します。企業のPRに、ぜひご活用ください。

掲載料 1か月 15,000円 12か月 165,000円（一括前納の場合に限る）

掲載位置 トップページ下部（図参照・掲載枠内の場所は選べません）

掲載規格 天地 50ピクセル×

左右 170ピクセル

容量 30KB 以内

形式：GIF、JPG、PNG

（アニメーションGIFは不可）

申込 2月1日（火）～

28日（月）の期間、

所定の申込書にバ

ナー画像図を添えて問合せまで提出。



問 広報課 ☎(21) 2316

令和4年度広報とちぎ 有料広告募集

(令和4年5月号～令和5年4月号)

発行部数 53,000部（令和4年度）、市内全域に配布される広報とちぎに広告を載せてみませんか？

掲載料・位置・企画 詳細は市ホームページをご覧ください。

※令和3年度の内容と変更になる場合があります。

申込 申込書（市ホームページからダウンロードまたは問合せ窓口へ）に広告原案を添えて、2月1日（火）～28日（月）必着で、郵送または直接問合せへ。

申込み多数の場合次の優先順序で掲載。

1 同一枠を12号分一括申込み（枠サイズが大きい方を優先）

2 複数号分申込み（合計納付金額が多い方を優先）

3 1号分申込み（枠サイズが大きい方を優先）

*それぞれ市内の事業所等を優先とし、同順位の場合抽選を行います。

*募集期間経過後に空きがある場合、後日追加募集を行います。

※広告の内容等は、「広報とちぎ」広告掲載仕様書を厳守してください。

（市ホームページに掲載。詳しくは問合せへ）

※白黒広告の掲載場所は指定できません

問 広報課 ☎(21) 2318

